

「山形県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」の制定に対する 意見募集の実施について

1 趣旨

このたび、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係法令」の施行に伴い、県においても女性自立支援施設を運営する事業者が遵守すべき基準について条例及び規則（以下「条例等」という。）を制定し、令和6年4月1日から施行する予定としております。

この制定に当たり、県民の皆様から広く意見を募集します。

No.	制定する基準	施設等の区分
(1)	山形県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準	女性自立支援施設

2 条例等で定める基準の概要

(1) 条例等で定める基準の区分

省令で定めていた基準を県の条例等で定めるに当たっては、次のとおり基準を3つに分類し、これに従って定めることとされています。

- ①【従うべき基準】必ず国の基準に適合しなければならないもの
- ②【標準】合理的な理由がない限り、国の基準どおりとすべきもの
- ③【参酌すべき基準】国の基準を十分参酌したうえで、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができるもの

(2) 今回の条例制定について

本県の女性自立支援施設（婦人保護施設）については、これまで国の基準に基づいて定めた県の条例等により適正な事業運営が行われてきました。

そのため、条例案では、次の事項については、本県独自に国の基準に上乘せすることとし、これら以外の基準については、県民の皆様の御意見を伺いながら、国の基準どおりの内容としたいと考えています。

3 制定概要

山形県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準

○国の基準に上乘せするもの

- ・国籍、信条、社会的身分等による差別的取り扱いを禁止する。

4 施行日

令和6年4月1日

5 意見の募集期間

令和5年12月20日（水）から令和6年1月19日（金）まで

6 意見の提出方法

郵送、ファックス又は電子メールで御意見をお寄せください。

(1) 郵送 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県しあわせ子育て応援部子ども家庭福祉課 家庭福祉担当

(2) ファックス

ファックス番号 023-632-8238

(3) 電子メール

以下のホームページアドレス中の当ページの「E-Mail：お問い合わせはこちら」までお送りください。

県ホームページによる意見募集（パブリック・コメント）ページのアドレス

<https://www.pref.yamagata.jp/010002/kodomokatei-josei-jourei/ikennbosyuul.html>

7 その他

(1) 御意見をいただく様式は任意のものとしませんが、必ず住所、氏名及び連絡先（電話番号）を明記してください。（御意見の内容以外は公表しません。）

(2) お寄せいただいた御意見は、これに対する県の考え方とともに整理した上で公表することとしております。

なお、個々の御意見には直接回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

(3) 御意見は、日本語で提出してください。

(4) 資料の閲覧方法

ア 県のホームページ

イ 行政情報センター又は各総合支庁総合案内窓口

8 問い合わせ先

山形県しあわせ子育て応援部子ども家庭福祉課 家庭福祉担当

電話番号 023-630-2267